

平塚市予防接種に要する費用の償還払いに関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の契約医療機関以外の医療機関（以下「契約外医療機関」という。）での予防接種（予診において接種を受けることが適当でないと医師に判断された場合を含む。）に要する費用の補助（以下「償還金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「予防接種」とは、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づくA類疾病及びB類疾病の予防接種をいう。

(対象者)

第3条 償還金の対象者は、本市の予防接種の事業対象者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 保護者の里帰り出産又は長期入院等のため、本市の契約医療機関で接種できない者

(2) その他市長が必要と認める者

(受診の方法)

第4条 契約外医療機関で予防接種を受けようとする者は、あらかじめ予防接種依頼書交付申請書（A類疾病の場合は第1号の1様式、B類疾病の場合は第1号の2様式とする。）を本市に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときには、予防接種依頼書（A類疾病の場合は第2号の1様式、B類疾病の場合は第2号の2様式とする。）及び予防接種予診票を交付するものとする。

3 予防接種に要する費用は、予防接種依頼書及び予防接種予診票の交付を受けた者が支払うものとする。

(償還金の交付申請)

第5条 償還払いの請求をしようとする者は、接種した後、予防接種償還金交付申請書兼請求書（A類疾病の場合は第3号の1様式、B類疾病の場合は第3号の2様式とする。）に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 接種した契約外医療機関の領収書（原本）

(2) 予防接種予診票 (市提出用)

(3) 振込先口座のわかるもの (通帳の写し等)

2 前項の規定による申請は、該当する予防接種の最後の接種日から起算して1年以内に行うものとする。

(償還金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し適当であると認められた場合は、交付の決定を行い、予防接種償還金交付決定通知書 (A 類疾病の場合は第4号の1様式、B 類疾病の場合は第4号の2様式とする。) により、また、適当でないと認められた場合は、不交付の決定を行い、予防接種償還金不交付決定通知書 (第4号の3様式) により、申請した者に通知するものとする。

(償還金の額及び限度額)

第7条 償還金の額は、償還金の対象者又は請求者が予防接種に要する費用として契約外医療機関に支払った額とする。

ただし、A 類疾病に係る予防接種は、当該年度4月1日時点における神奈川県都市衛生行政協議会が定めた予防接種委託料内訳書のワクチン費を含む委託料に消費税を乗じた金額を上限とし、B 類疾病に係る予防接種は、本市と一般社団法人平塚市医師会との間で締結した予防接種に関する委託契約書に規定した各委託料の単価を上限とする。

(補助対象からの排除)

第8条 市長は、平塚市暴力団排除条例 (平成23年条例第9号) 第8条に規定する必要な措置として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものは、償還金の交付の対象としないものとする。

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項に該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された償還金の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、償還金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(不正利得の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により償還金の交付を受けた者があるときは、市長は、そ

の者から償還金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(有効期限)

この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(有効期限)

この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。